

(仮称) 平内町陸上風力発電事業環境影響評価方法書
に対する環境の保全の見地からの知事意見

- 1 対象事業実施区域及びその周辺には、「山地災害危険地区調査要領」（平成28年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、関係機関と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。
- 2 哺乳類（コウモリ類以外）及び昆虫類の調査について、調査地域内の西側における生息状況を十分に確認できるよう、適切な調査地点の位置及び地点数を再検討した上で、調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 3 対象事業実施区域の北側には、国の特別天然記念物である「小湊のハクチョウおよびその渡来地」が存在し、対象事業実施区域及びその周辺において、ハクチョウ類・ガン類等の渡り経路が確認されている。また、対象事業実施区域及びその周辺は、イヌワシの生息が確認されているほか、クマタカ、オジロワシ等の希少猛禽類が生息している可能性がある。

これらの鳥類に対する重大な影響を回避又は低減するため、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により、調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。また、調査及び予測の結果、これらの鳥類の渡りや生息環境に重大な影響が予測される場合には、風力発電設備の規模や配置等の見直しを含めた環境保全措置を検討すること。
- 4 鳥類（希少猛禽類、渡り鳥、大型水鳥）の調査について、調査区域内には定点視野範囲及び移動観察範囲から外れている区域があることから、当該区域における鳥類の生息状況等を把握するため、適切な調査地点の位置及び地点数を再検討した上で、調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。

- 5 鳥類の調査について、より精度の高い予測ができるよう、専門家の意見を踏まえ、適切な調査期間等を設定すること。
- 6 対象事業実施区域は、夜越山鳥獣保護区内に位置し、当該区域の北側には夜越山県緑地保全地域が近接しているほか、周辺には小湊鳥獣保護区や重要野鳥生息地（I B A）、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（K B A）が存在している。風力発電設備の設置及びそれに伴う樹木の伐採や土地の改変により、動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、樹木の伐採や土地の改変が極力少なくなるように計画すること。
- 7 保安林は水源の涵養や土砂の流出防備などの公益目的を達成するため、特に重要な森林を指定しているものであり、対象事業実施区域には保安林が隣接していることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、尾根筋、風衝地等での樹木の伐採や大規模な土地の改変等により保安林の機能低下を招かないよう配慮すること。
- 8 対象事業実施区域周辺には、青森県景観条例に基づき、ふるさと眺望点に指定されている夜越山森林公園や烏帽子岳等の主要な眺望点が存在している。

これらの眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念されることから、十分な現地調査により、眺望点からの景観の特性等を把握した上でフォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野等を考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、景観への影響を回避又は極力低減するため、配置や基数等を検討し、主要な眺望点から最大限離隔距離をとるなどの措置を講ずること。
- 9 景観の調査について、風力発電設備の視認性は樹木の繁茂状況により変化することから、樹木の繁茂期及び落葉期を調査時期に設定すること。
- 10 対象事業実施区域の北側に近接する夜越山森林公園内には、町営のサボテン園・洋ラン園のほか、ケビンハウス、オートキャンプ場、パークゴルフ場等の多数の施設が存在している。本事業における工事用車両走行ルートは、これらの施設のアクセスルートと重なっており、風力発電設備の設置に当たっては、道路の拡幅や沿道の樹木の伐採、土地の改変等が行われると考えられ、これらの活動の場の利用環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、地形改変等に伴う人と自然との触れ合いの活動の場を環境影響評価項目に選定するとともに、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。

- 11 人と自然との触れ合いの活動の場の調査について、現地調査は夏季の1回としているが、浅所海岸地点の設定根拠としている白鳥観察等は、主に白鳥が渡来する時期（10月中旬から3月下旬まで）に行われると考えられることから、当該時期における調査を追加すること。
- 12 累積的な環境影響について、対象事業実施区域周辺における他事業の情報収集を行い、予測及び評価の結果を環境影響評価準備書に反映するよう努めること。
- 13 事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。
- 14 事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。
また、関係機関等と調整を十分に行うとともに、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。